

## 兵庫県身体障害者グラウンドゴルフ協会規約

### 第1条 (名 称)

本会は、兵庫県身体障害者グラウンドゴルフ協会という。

### 第2条 (目 的)

本会は、障害の種別にかかわらず、誰もが容易に競技できるグラウンドゴルフを幅広く普及させることにより、障害者の体力の維持増進並びに社会参加の促進を図る。

### 第3条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) グラウンドゴルフ競技の普及、育成に関すること。
- (2) グラウンドゴルフ競技の県大会を開催すること。

### 第4条 (事務所)

本会の事務局を神戸市中央区坂口通2丁目1番1号  
公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会内に置く。

### 第5条 (会 員)

本会の会員は、公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会（以下「兵身協」という。）の会員のうち、グラウンドゴルフを行う者をもって構成する。

### 第6条 (役 員)

本会に次の、役員を置く。

- (1) 名誉会長 1 名
- (2) 会 長 1 名
- (3) 副 会 長 1 名
- (4) 大会委員 若干名
- (5) 監 事 3 名

### 第7条 (役員を選任)

役員を選任は、次の方法による。

- (1) 名誉会長は、兵身協の理事長をもって充てる。
- (2) 会長は、兵庫県肢体障害者福祉協議会の会長をもって充てる。
- (3) 副会長は、大会委員の互選による。
- (4) 大会委員は、兵身協の定めるブロックのうち、当該年度に県大会を主催するブロックの中から選任する。
- (5) 監事は、兵身協の監事をもって充てる。

### 第8条 (役員の仕事)

役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、本会の育成発展を図り本会を指導、援助する。
- (2) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (4) 大会委員は、本競技大会の準備、進行等を主催し、競技の円滑な運営を図る。
- (5) 監事は、会計監査を行う。

## 第9条（会議）

会議は、委員会とし、名誉会長、会長、副会長及び大会委員をもって構成する。

## 第10条（権能）

委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画並びに予算に関する事。
- (2) 事業報告並びに決算に関する事。
- (3) 役員を選任に関する事。
- (4) 規約の変更に関する事。
- (5) その他の運営に関する事項。

## 第11条（招集）

会議は、必要の都度会長が招集する。

## 第12条（議長）

会議の議長は、出席者の中から選任する。

## 第13条（定足数等）

会議の定足数及び議決は次のとおりとする。

- (1) 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。
- (2) 会議の議決は、2分の1以上の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## 第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第15条（予算並びに決算）

本会は、事業計画に基づいて委員会において予算を作成し、年度終了後は決算をし監事監査を経て兵身協の理事会において承認を受けなければならない。

## 第16条（資産の構成）

本会の資産は、次のものをもって充てる。

- (1) 兵身協からの助成金。
- (2) 寄附金品。

## 第17条（資産の管理）

本会の財産は、会長が管理し、その方法は委員会の決議による。

## 附 則

本規則は、平成6年4月1日から施行する。